

具体的な開示を包括化したクレームに関して優先権が  
どのように判断されるべきかについて EPO 拡大審判部に付託される

2015年10月02日

特許業務法人  
**HARAKENZO**  
WORLD PATENT & TRADEMARK

(旧称：特許業務法人原謙三国際特許事務所)

## 1. はじめに

本件に係る異議手続において、分割出願から派生した特許（EP 0 921 183）のクレームは、優先権書類における具体的な開示を包括化したものであると認定されました。異議部は、上記のクレームが、「限られた数の明瞭に定義された代替物」を招来するものではないので、G2/98に鑑み、優先権を享受できない旨、認定しました。

上記クレームは、それゆえ、優先権を享受できないので、上記特許の公開済みの親出願（具体的な開示に対し有効な優先権主張をしている）に対して新規性を有していない旨、認定されました。なお、同様の問題は、分割出願がファイルされていない場合であって、同じ優先権を主張する複数のファミリー特許出願が公開された場合にも生じ得ます。

これを不服とし、特許権者は、技術審判部に審判請求を行いました。技術審判部は、本件の審判（T 0557/13）において、具体的な開示を包括化したクレームに関し優先権がどのように判断されるべきかについて、EPO 拡大審判部に付託しました。以下に、本件について詳細に説明します。

## 【全 5 頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。  
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)  
外国専門部長補佐 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)  
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)  
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。  
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。  
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.